

暴風雨警報発令時の児童の下校について

陽春の候、皆様方には益々ご健勝のことと存じます。

さて、本校では標記の件について下記の通り実施いたします。尚、この文章はご家庭に掲示していただき、警報発令時の児童の対処資料としてください。

登校時に臨時措置をする警報は、大阪府全体または貝塚市に発令された

暴風警報または大雨警報とします。

※但し、大雨警報には、①大雨警報(浸水害)②大雨警報(浸水害、土砂災害)

③大雨警報(土砂災害)の3種類があり、③の場合については、通常の授業とします。

1. 上記の警報が発令された時

午前7時に警報が出ている時は臨時休校です。(午前9時までに解除された時も休校です。)

2. 下校について

登校後に警報が発令された場合、天候、道路等の状況を考慮して下校させることがあります。(集団下校にて、教職員も可能な限り同行して下校します。)

3. なかよしホームについて

警報が発令された時は、原則として開設はされませんが、詳細は貝塚市子育て支援課からの文章をご覧ください。

*台風接近等による暴風警報の発令や解除の情報については、テレビのニュースやテロップ、気象庁のホームページでもご確認いただけますのでご利用ください。

*「泉州地域」に警報が発令された場合でも、その中に貝塚市が入っていない場合は「臨時休校」の措置を取りません。「貝塚市 警報」で検索すると、この件について書かれた気象庁のホームページで確認していただけます。また、休校措置等につきまして、本校ホームページに掲載するとともに、メール配信システムで連絡させていただきます。電話での対応は致しかねますのでご了承ください。